

# 一般財団法人岩手県スキー連盟本部設置規程

(本部の構成)

第1条 一般財団法人岩手県スキー連盟（以下「連盟」という。）の事業の円滑な運営を図るため、連盟定款第43条の規定に基づき、次の本部を置く。

総務本部、競技本部及び教育本部

(委員会等)

第2条 各本部の専門事項を処理するため、必要に応じ、各本部に部及び委員会（以下「委員会等」という。）を設ける。

(組織運営)

第3条 各本部は、本部長1名、副本部長2名以内、各委員会等は委員長1名、副委員長及び委員若干名をもって組織し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

2 各本部長は、本部を代表し、その業務を掌る。本部長に事故があるときは、副本部長がこれに当たる。

3 各委員会等については、前項の「本部長」を「委員長等」と「副本部長」を「副委員長等」と読み替えるものとする。

(任期)

第4条 第3条第1項に基づく役員の任期は、連盟役員の規定を準用する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 各本部及び各委員会の長は、それぞれ必要に応じて会議を開催し業務を処理する。

2 本部長は、前項の決定事項を理事会に報告しなければならない。

第6条 本部長会議は、会長が必要と認めた都度招集し、会長が議長となる。

(分掌業務)

第7条 総務本部は、次の各号の業務を分掌するものとする。

- (1) 理事会、評議員会等に関する事。
- (2) 規約、内規等の改廃に関する事。
- (3) 予算、決算に関する事。
- (4) 現金、預金の出納に関する事。
- (5) 特別会計に関する事。
- (6) 什器、備品等の管理に関する事。
- (7) 各種資格登録に関する事。
- (8) 広報、出版に関する事。
- (9) 契約に関する事。
- (10) 人事、文書に関する事。
- (11) 事務局の管理に関する事。
- (12) 加盟並びに上部団体に関する事。

(13) 各本部との連絡調整に関する事。

(14) その他、他の本部に属さない事項の運営に関する事。

第8条 競技本部は、次の各号の業務を分掌するものとする。

(1) 連盟主催、主管のスキー競技会に関する事。

(2) 選手の強化、派遣に関する事。

(3) ジュニアの強化に関する事。

(4) フリースタイルスキーに関する事。

(5) スノーボードに関する事。

(6) 全国規模並びに東北ブロック等の競技会への派遣に関する事。

(7) 競技記録簿の作成並びに保管に関する事。

(8) その他、競技スキーに関する事。

第9条 教育本部は、次の各号の業務を分掌するものとする。

(1) 基礎スキーに関する事。

(2) 連盟主催、主管の基礎スキー関係行事に関する事。

(3) 基礎スキー指導者の育成及び強化に関する事。

(4) 準指導員検定並びに技能テストの実施に関する事。

(5) 全国規模並びに東北ブロックの基礎スキー関係行事への派遣に関する事。

(6) 各種検定会、講習会等に関する事。

(7) 公認指導員等の資質の向上に関する事。

(8) スキー学校に関する事。

(9) スキー安全対策に関する事。

(10) その他、基礎スキー及びスキー安全対策に関する事。

(細則への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は理事会が別に定める。

## 附則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。